

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	川口市 罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

埼玉県川口市長

## 公表日

令和7年12月26日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害時に住民基本台帳を活用し、被災者台帳を作成する。(大規模災害時に個人情報又は特定個人情報を保有する)</li><li>・台帳作成時に、住民基本台帳及び固定資産税台帳のデータをシステムに反映する。</li><li>・罹災証明の発行依頼があった場合、被災者から被災の状況を聞き取り調査の上、被災者生活再建支援システムより、罹災証明書の発行を行う。</li></ul>
③システムの名称	被災者生活再建支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被災者台帳ファイル・罹災証明台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第55の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第28条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[      実施する      ]  <p>【情報提供の根拠】 ・なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条別表第80の項</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	川口市 危機管理部 危機管理課
②所属長の役職名	危機管理課長
6. 他の評価実施機関	

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係) 〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係) 〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1,000人以上1万人未満 ]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 1,000人未満(任意実施)</li><li>2) 1,000人以上1万人未満</li><li>3) 1万人以上10万人未満</li><li>4) 10万人以上30万人未満</li><li>5) 30万人以上</li></ul>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	---

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手) [ ○ ] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[  人手を介在させる作業はない ]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としていること。

## 9. 監査

実施の有無 [  自己点検 ] [  内部監査 ] [  外部監査 ]

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  全項目評価又は重点項目評価を実施する ]

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>	
当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		身分証明書としてマイナンバーカードの写しを保管する場合は、番号部分にマスキングを施し対応する。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	-	【別表第2における情報照会】(追加) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条	事後	根拠となる主務省令を追加記載するという形式的な変更であり、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長	防災課長 斎藤 和雄	防災課長 田口 哲	事後	人事異動による変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	防災課長 田口 哲	防災課長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年6月28日	IV リスク対策		新様式への変更	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	評価書名	川口市 被災者台帳の作成に関する事務 基礎項目評価書	川口市 罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務 基礎項目評価書	事後	番号法の変更に伴う事務名の変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の証明	川口市は、被災者台帳の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、(略)	川口市は、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、(略)	事後	番号法の変更に伴う事務名の変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	I 関連情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－①事務の名称	被災者台帳の作成に関する事務	罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務	事後	番号法の変更に伴う事務名の変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	I 関連情報－3個人番号の利用－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	災害対策基本法による罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の変更に伴う事務名の変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	II しきい値判断項目－1対象人数－いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和2年4月1日時点	事後	しきい値判断の再実施による変更であり、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月22日	II しきい値判断項目－2取扱者数－いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和2年4月1日時点	事後	しきい値判断の再実施による変更であり、重要な変更には該当しない
令和4年3月2日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【別表第2における情報提供】 ・なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)  【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第7号(略)	【別表第2における情報提供】 ・なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)  【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第8号(略)	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ずれにかかる変更
令和4年3月2日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署-①部署	川口市 危機管理部 防災課	川口市 危機管理部 危機管理課	事後	組織変更による変更であり、重要な変更には該当しない
令和4年3月2日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署-②所属長の役職名	防災課長	危機管理課長	事後	組織変更による変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年12月26日	I 関連情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	・罹災証明の発行依頼があった場合、被災者から被災の状況を聞き取り調査の上、被災者支援システムより、罹災証明書の発行を行う。	・罹災証明の発行依頼があった場合、被災者から被災の状況を聞き取り調査の上、被災者生活再建支援システムより、罹災証明書の発行を行う。	事後	システム名の変更という形式的な変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年12月26日	I 関連情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	被災者支援システム	被災者生活再建支援システム	事後	システム名の変更という形式的な変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年12月26日	I 関連情報－3個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1 36の2項 災害対策基本法による罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの  ※注…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第28条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第55の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第28条	事後	番号法の変更に伴う事務名の変更であり、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	<p>【別表第2における情報提供】            ・なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【別表第2における情報照会】            ・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するため第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項)            ・別表第2(第56の2項)            ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条</p>	<p>【情報提供の根拠】            ・なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】            ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条別表第80の項</p>	事後	番号法の変更に伴う事務名の変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年12月26日	II しきい値判断項目－1対象人数－いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値判断の再実施による変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年12月26日	II しきい値判断項目－2取扱者数－いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値判断の再実施による変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年12月26日	IVリスク対策-8人手を介在させる作業		項目追加及び以降の項目の番号ずれ	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年12月26日	IVリスク対策-10最も優先度が高いと考えられる対策		項目追加	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない